

仕様書

1 件名

浅草地区都市基盤整備に向けた予備検討等業務委託

2 目的

台東区が令和7年度に策定した「浅草未来図案～まちづくりビジョン～」(以下「ビジョン」という。)において位置付けている「新たな回遊拠点の創出プログラム」の実現に向けた「新たな回遊拠点の創出プログラムの推進に向けた協議会」(以下「協議会」という。)の開催を支援するとともに、市街地総合再生基本計画の作成に向け、都市基盤の更新及び空間再編の方向性、都市機能の配置並びに整備手法等について、多様な専門的知見を活用しながら総合的に検討・整理することを目的とする。

3 履行期限

契約締結日から令和9年3月15日まで

4 履行場所

台東区都市づくり部地域整備第二課(区役所5階⑥窓口)

5 対象区域

別紙1に示すとおりとする。

6 業務内容

6-1 浅草駅・隅田川周辺等都市基盤整備に向けた調査・検討【社会資本総合整備事業費】

本業務は、令和7年度に実施した「浅草地区まちづくり基盤整備検討」、「浅草地区まちづくり基盤整備検討支援業務委託」及びビジョンで定められている内容を踏まえ、検討を行うこと。

(1) 将来像やまちづくりの目標の検討

新たな回遊拠点の創出プログラムのありたい姿や取り組み内容を踏まえ、対象区域における将来像及びまちづくりの方向性及び目標の設定を行うこと。

(2) 公共空間、機能配置及び空間構成(道路、駅、公園、地下空間等)の検討

令和7年度に作成した公共空間等の概略検討を踏まえ、駅周辺に必要な機能の設定条件や規模の検討を深めるとともに、各法令、交通量等の条件の整理、動線計画及び実現性の検討を行うこと。

また、浅草駅周辺の開発に寄与する追加案が生じた場合、当該案の整理及び検討を

実施すること。なお、その詳細な業務内容については、台東区と協議の上、決定するものとする。

(3) エリア区分及び整備方針の検討

(2) を踏まえ、対象区域についてゾーニングによるエリア区分を検討するとともに、各エリアの整備課題を整理し、エリア別の整備方針を検討すること。

(4) 都市機能の検討

(3) の各エリアの整備方針を踏まえ、各法令の適合性の確認、建物規模のボリュームスタディ及び都市機能の導入方針を整理すること。

(5) 整備手法の検討

(4) を踏まえ、将来像の実現に向けた整備手法について複数案を作成し、各案の事業性及び特徴等を比較するとともに、整理すること。

(6) 基本検討図の作成

(1) から (5) の検討結果を踏まえ、対象区域における将来の都市空間のあり方を示す基本検討図を作成すること。基本検討図の作成にあたっては、都市機能配置、公共空間及び動線構成等を総合的に表現するとともに、必要に応じて断面イメージ等を作成し、都市空間の立体的な構成が分かるように整理すること。

また3次元CAD等を活用して、3Dモデルを作成すること。なお、詳細については、台東区と協議をすること。

(7) 協議会意見の整理・反映

受託者は、協議会における意見を整理し、計画へ反映するものとする。

(8) その他

台東区が別途発注する「交通流動調査委託（案）」及び関係機関が行う検討業務の内容について、必要に応じて調整の上、計画に反映させるものとする。

6-2 協議会の開催支援及び資料作成【区単独費】

(1) 協議会の開催支援

協議会の運営及び資料・議事録の作成等の業務支援を行うこと。なお、直近の開催時期は、第1回協議会を7月上旬、第2回協議会を9月上旬に開催することを想定する。

(2) 協議会の資料作成

6-1の調査・検討の結果を踏まえ、協議会の資料としてとりまとめる。特に、東武浅草駅周辺の公共機能整備、隅田川沿川における整備のあり方といった協議会の主題となり得る項目については、協議会の意見や関係機関との調整に基づき、適宜見直すものとする。

なお、第1回及び第2回協議会では、令和7年度委託にて資料作成をしているため、原則として新たな資料作成は不要とする。ただし、協議会での検討の状況に応じ、既存資料の更新や新たな資料の作成を適宜行うこと。

(3) 浅草地区まちづくり連絡調整会議に向けた資料作成

協議会における検討を踏まえ、浅草地区まちづくり連絡調整会議への報告資料を作成すること。

(4) その他、協議会等の実施にあたり必要となる資料の作成

(1)を実施するにあたり、追加で必要となる資料や関係者との調整に要する資料等を作成すること。

(5) 次年度の協議会の資料作成

次年度の協議会の実施に向けて、協議会の進捗や6-1の調査・検討を踏まえて、資料を作成すること。

8 打合せ等【区単独費】

本業務の実施に当たり、適切かつ円滑に実施するために受託者と区は常に密接な連絡をとり、業務の方針及び条件等の疑義を正すとともに、その内容についてその都度記録簿を作成し、相互に確認しなければならない。

9 提出書類

(1) 着手届（工程表を添付）

(2) 代理人及び主任技術者等通知書

(3) 業務計画書

(4) 委託完了届

(5) その他、本仕様書に定めのない提出書類等は、「設計委託標準仕様書（東京都建設局）」、「受注者等提出書類処理基準・同実施細目（東京都建設局）」によるものとする。

10 資料の貸与及び返還

本委託を実施するのに必要な次の資料は、区が貸与するものとする。受託者は、貸与した資料について責任をもって保管し、紛失、汚損等を生じないように十分注意するとともに、業務終了後、速やかに返却するものとする。また、複製した資料は、作業終了後速やかに廃棄処分を行うものとする。

(1) 浅草地区まちづくり基盤整備検討に係る基礎調査等業務委託 報告書
(令和8年3月)

(2) 浅草地区まちづくり基盤整備検討支援業務委託 報告書（令和8年3月）

11 成果品【区単独費】

本業務をまとめた報告書について、以下部数提出すること。

(1) 業務報告書（A4版縦、カラー印刷） 2部

(2) 業務報告書（概要版）（A4版縦、カラー印刷） 2部

(3) 電子データ（CD-R等） 2部

ただし、電子データは、Microsoft office 及び Adobe Acrobat、shape 等の形式を使用すること。また、ウイルスチェックを行い、ウイルスに感染していないことを確認の上納品すること。更にウイルスチェックを行った際の情報を記入すること。記載内容は、次のとおりとする。

- ア ウイルス対策ソフト名
- イ ウイルス定義、チェック年月日
- ウ フォーマット形式

1 2 支払い

業務終了後、受託者の請求に基づき、一括で支払うものとする。

1 3 その他

(1) 費用負担

本契約に関する全ての費用は受託者の負担とする。

(2) 軽微な変更

業務内容及び業務方法に変更が生じた場合には、区は受託者に対して、事前に協議のうえ実施するものとする。

(3) 手直し

業務が完了し、成果品の引き渡し後、内容に不備不完全が発見された場合は、受託者の負担と責任で直ちに修補すること。

(4) 疑義の解釈

この仕様書に定める事項について、疑義が生じた場合の解釈及び本業務の施行の細目については、区と協議すること。

(5) 秘密の保持

ア 受託者は、本調査で知り得たすべての情報について守秘義務を負うものとする。

イ 受託者は、当該資料等を、区の承認を得ずに公表、貸与、又は使用等してはならない。

(6) 著作権の譲渡等

ア 受託者は、成果物の著作権法（昭和45年法律第48号）第27条（翻訳権、翻案権等）及び第28条（二次的著作物の利用に関する原作者の権利）の外、第2章第3節第3款に規定する権利（著作権）を区に無償で譲渡するものとする。

イ 受託者は、成果物に関し、区の同意なく著作権法第2章第3節第2款に規定する公表権等の権利（著作者人格権）を行使しないものとする。

すでに公表されているものを除き、本件受託にあたって知り得た全ての情報は、本区に帰属するものであり、漏洩の防止その他適切な管理を行わなければならない。

ない。また、本区の事前の同意なしには、何人に対しても情報提供を行ってはならない。ただし、適用法令、行政官庁または裁判所の命令等により開示が要求される場合は、この限りではない。

(7) 業務実績情報システム(テクリス)の登録

受託者は、契約時又は変更時において、契約金額が100万円以上の業務については、業務実績情報システム(以下「テクリス」という)に基づき、受注・変更・完了・訂正時に業務実績情報として作成した「登録のための確認のお願い」をテクリスから監督員にメール送信し、区の確認を受けたうえで、受注時は契約締結後、15日(休日等を除く)以内に、登録内容の変更時は変更があった日から、15日(休日等を除く)以内に、完了時は業務完了後15日(休日等を除く)以内に、訂正時は適宜、区の確認を受けたうえで、登録機関に登録申請しなければならない。なお、変更時と完了時の間が15日間(休日等を除く)に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。

(8) 個人情報の取扱い

別紙「個人情報を取り扱う業務委託契約の特記事項」および「電算処理の個人情報を取り扱う業務委託契約の特記事項」によるものとする。

(9) 障害者差別解消法の遵守について

本業務の履行に当たって、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成25年法律第65号)及び関係府省庁所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針を遵守すること。

(10) ディーゼル車規制に適合する自動車による配送等

本業務の履行に当たって自動車を使用し、又は使用させる場合は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(平成12年東京都条例第215号)の規定に基づき、次の事項を遵守すること。

ア ディーゼル車規制に適合する自動車とすること。

イ 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法(平成4年法律第70号)の対策地域内で登録可能な自動車であること。

ウ できるだけ低公害・低燃費な自動車を使用するよう努めること。なお、適合の確認のために、当該自動車の自動車検査証(車検証)、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写しの提出を求められた場合には、速やかに提示又は提出すること。

(11) 安全管理

受託者は、社会実験のほか屋外で行う調査等の実施に際しては、交通状況を十分に把握し、第三者に危害を及ぼさないように万全の措置を講じなければならない。本業務に起因して第三者に被害を与えた場合は、受託者の責任において措置するものとする。

(12) 道路交通法等の遵守について

本契約の履行に当たり、自転車を利用する際には、受託者の責任においてヘルメットの着用に努める等、道路交通法その他の自転車の利用に関する法令及び都・区条例の規定を遵守すること。

(13) 印刷用紙等の古紙配合率及び白色度の基準

本契約の履行に当たって、古紙配合率が高く、白色度の低いものの使用に努めること。印刷物には可能な限り古紙配合率を表示すること。

(14) カラーユニバーサルデザインへの配慮

本契約の履行に当たって、台東区カラーユニバーサルデザインガイドラインを確認のうえ、より多くの人にとって利用しやすい配色を行うこと。また、文字についても、より多くの人にとって読みやすい大きさ及び書体（ユニバーサルデザインフォント等）を使用するよう努めること。

14 担当

台東区都市づくり部地域整備第二課

電話 03-5246-1366（直通）

FAX 03-5246-1359

別紙1 計画対象区域

